聞届書

本　　宮

右ハ昭和廿七年五月十三日ヨリ同年六月廿日マデ期間ノ延長ヲ為シ度旨申請ニ付テハ本件ハ労働関係調整法第三十八条ノ規定ニ依リ労働委員会ノ承認ヲ要スルモノト認メ之ヲ承認スルコトニ決定シタルニ付テハ同法第三十七条ノ規定ニ依リ右期間ノ延長ヲ聞届ケル

昭和廿七年五月十三日

宮城県地方労働委員会

会長　平　本　一　雄

一、労働関係調整法第三十七条ノ規定ニ依リ労働委員会ノ承認ヲ得テ本件ノ調整ヲ為ス為メ期間ヲ延長スルモノトス

一、労働関係調整法第三十八